

【質問・回答】

案件名 南郷7丁目待合室電燈で使用する電力

No. 2

No.	質問内容	回答
1	契約書第9条 計量について「受注者は計量器に記録された値により計量をする」とありますが、数値の計量は一般送配電事業者が自動検針で行うため、弊社では行わないが問題ないでしょうか。	計量結果の数値を通知していただければ、問題はありません。
2	契約書第9条、第11条 最大需要電力・使用電力のお知らせと電気料金の請求について、最大需要電力・使用電力をお知らせできるタイミングと請求をするタイミングが同時になってしまいますが問題はないでしょうか。 また、最大需要電力・使用電力の通知について、第5営業日以降の通知となってしまいますが許容いただけますか。	特に問題はありません。
3	契約書第11条第4項 支払期限について、弊社の約款では支払期限日は「検針日の翌日から30日以内」のため、契約締結となる際にそのような内容に変更は可能でしょうか。	契約書の内容については変更できません。
4	契約書第11条第8項 遅延利息について、弊社約款では「1日当たり0.0274%の割合を乗じて算定した金額」のため、契約締結の際にそのような内容に変更は可能でしょうか。	契約書の内容については変更できません。
5	入札説明書6-(2) 契約保証金 契約保証金について、弊社では現金ではなく保険証書を提出しておりますが問題はないでしょうか。	札幌市交通局契約規程第25条第1号において、契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した場合、契約保証金の納付を免除することができる旨、規定しておりますので、当該条件を満たす保険証書の提出が可能であれば、問題ありません。

6	<p>契約書 単価一覧 1 基本料金</p> <p>全く電気を使用しないその1月の基本料金は半額とするとありますが、弊社では使用量0の月は半額ではなく満額での請求となってしまいますが問題ないでしょうか。</p> <p>また、契約締結となる際にこの文言の削除は可能でしょうか。</p>	契約書の内容については変更できません。
---	---	---------------------